

公平な納税のため

12月は納税強調月間

●納付が困難な場合は早めのご相談を●

市税は、市民生活を支えるための重要な財源です。多くの市民の皆さまが納期限内に納税しているなかで、毎年課税総額の約1%が滞納となっています。

市税収入は、市の歳入の根幹をなすもので、滞納が増えると市民サービスの低下につながります。納税義務が果たされない場合、公平な税負担を確保するため滞納処分を行うこととなりますので、定められた納期限までの納税をお願いいたします。

多くの市民の皆さまが納期限内に納税されています

市では、市民の皆さまが「安全で快適な生活」が送れるように、さまざまなお公共サービスの提供を行っています。具体的には、福祉や教育に関わる事業や、道路や公園、上下水道などの整備のほか環境保全や防災など、生活に欠かすことのできない多くの分野にわたる事業を行っています。市税は、このような行政運営を支える重要な財源となっています。

市税には、それぞれ納期限が定められています。平成22年度も多くの皆さまに納期限内に納税をしていただきまし。一方では、納期限内に納税されずに平成23年度に持ち越された市税の未収金額は、約1億5千万円（平成23年6月1日）を超えています。

税負担の公平性を確保するために滞納処分を強化しています！

納期限が過ぎても市税を納めていただけない未納者には、督促状や催告書などを発送して自主納税を促しています。それでも未納が続く悪質滞納者に対しては、納期限内に納税している皆さまとの税負担の公平性を確保するために、厳しい姿勢で滞納処分を実施しております。

具体的には、督促状を配布した日から起算して10日を経過した日までに完

納しない場合は、徹底した財産調査（所得、給与、取引先、家族構成、不動産他）を行います。その後、給与、自動車、不動産などの差し押さえ、家宅を捜索します。現金以外は、インターネット公売に出品し滞納している税へ充当しています。

インターネット公売が始まる

名寄市では、平成23年度から、Yahoo! JAPANが提供する官公庁オークションのサービスを利用し、インターネット公売（インターネット上で差し押さえ物件を換価（お金に換えること）するために売却）を始めた。

従来から、滞納者の自宅などを捜索により、動産を差し押さえ、公売により換価し、税の未納に充てるという滞納処分の流れは、法律で認められていました。

しかし、このような一般公売による滞納処分は、換価が難しく、差し押さえをしても売れず、実効性の乏しいものとされてきました。

インターネット公売の導入により、全国の方を対象としたせり売り・入札が可能となり、動産や不動産の換価が容易になったことで、捜索による動産や不動産の差し押さえを積極的に行う体制が整いました。

名寄市インターネット公売は、随時開催してまいります。内容については、



自動車の差し押さえ（タイヤロックによる）



差し押さえ物件のインターネット公売（市内商業施設での展示会）

滞納処分件数の推移

年度	18	19	20	21	22
滞納処分件数（件）	63	110	231	324	398

仕組みや暮らしの疑問がスッキリ！

出前トーク

「暮らしの中で難しい仕組みや制度がわからない」ということはありませんか。町内会やサークル、お仲間など5人以上集ってご注文ください。担当が伺います。

▶ 日程

月～金曜日

(メニュー「ニュースポーツ体験」は土、日、祝日も可)

10:00～21:00の間で2時間以内(第2希望までお知らせください)

▶ 場所

人数に合わせてご用意ください。

▶ 内容

右のメニューからお選びください。

ただし、次の場合はお受けできないことがあります。

- ・政治、宗教、営利を目的
- ・公益を害し、善良な風俗を乱す恐れがある場合
- ・「出前トーク」開催の目的に反するとき

▶ 申込期限

開催希望日の2週間前まで

※メニュー以外の内容や場所の確保にお困りのときはご相談ください。

▶ 詳しくは

名寄市ホームページに掲載

しています。

<http://www.city.nayoro.lg.jp/>

市政・行政情報》

広報・広聴》

出前トーク

申し込み・問い合わせ

情報広報課広報広聴係 (市役所名寄庁舎3階)

☎01654③2111 内線3311

メニュー

● まちづくり

まちづくりはみんなの手から
名寄市の街並みを考えよう
活力のある中心市街地
名寄市の台所事情
私もできます「公開請求」
市民(文化)ホール建設

● 暮らしと環境

暮らしを守る上・下水道
広げよう救急の輪
わがまち・みんなの防災
わが家の防火
ごみ処理とリサイクル

● 暮らしと市税

名寄市の除排雪
交通事故から身を守る
悪質な販売方法から身を守るには
高齢者の医療負担は?

● よくわかる国民年金

名寄ひまわり子育てプラン
地域を結ぶ交通

● 福祉と健康

健康管理と生活習慣病
介護保険をもっと詳しく
高齢者福祉とは

いつまでも元気はつらつ
もっと身近に成年後見制度
みんなで防ごう高齢者虐待

● 産業と経済

名寄の農業・農村
地産地消を推進しよう
パワーアップ商工業
観光と情報発信

● 生涯学習

地域と学校
青少年センターの役わり
図書館の上手な利用法
知っている? 「市立天文台」
北国博物館100%活用法
ニュースポーツ体験

● その他

名寄市立大学
男女共同参画社会をめざして

早めの納税相談を!

さまざまな事情で、納付が困難(ケガや病気、失業など)な場合は、納税相談を随時行っていますので、お早めに相談してください。(夜間窓口は、16ページに日程を記載しています)

名寄市ポータルサイト、新聞広告などでお知らせいたします。
名寄市ホームページ
<http://www.city.nayoro.lg.jp/>
暮らしの情報・手続《税金》インターネット公表

滞納処分は法律に基づく強制処分です

督促発付

地方税法第329条、第371条、第457条他

納期限までに市税などが完納されない場合は、督促状を発しなければなりません。

財産調査

国税徴収法第141条～146条

滞納処分のための必要があるときは、滞納者、官公庁、金融機関、取引先、滞納者の財産を占有する第三者などに対し、質問および検査、捜査をすることができます。

財産差押

国税徴収法第47条

督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに、未納となっている市税などを完納しないときは、その滞納者の財産を差し押さえなければなりません。

換価

国税徴収法第67条、第94条

差押えた不動産などの公売は、入札またはせり売りにより行います。

配当

国税徴収法第129条

換価代金を差押えにかかる市税などへ配当します。

完納

相談窓口・問い合わせ

税務課納税係 (市役所名寄庁舎)

☎01654③2111

内線3206、3207、3208